



公共工事の執行に係わる最近の動向について

平成20年11月7日



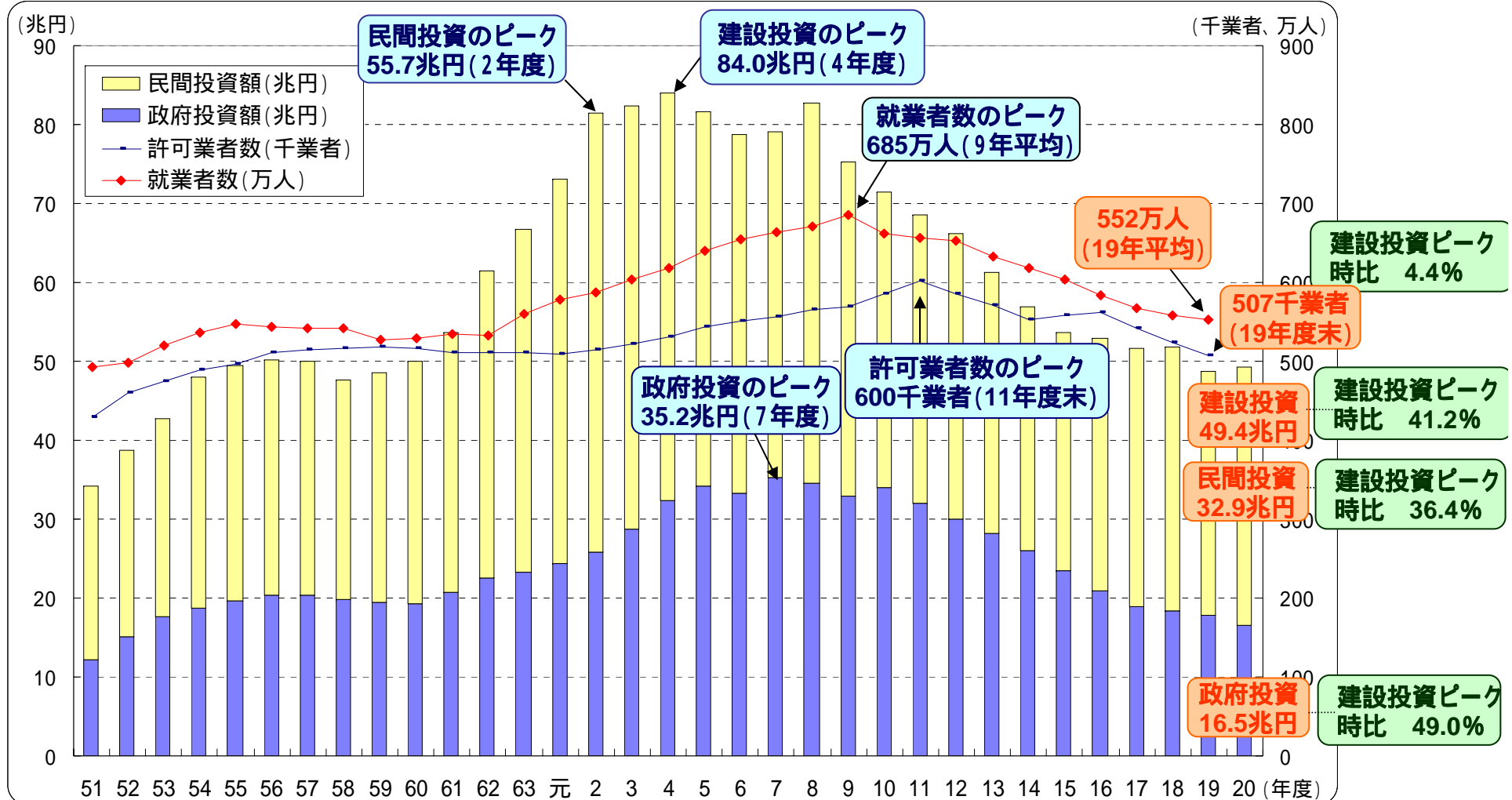
北陸地方整備局 企画部

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

建設投資額: 20年度投資額(見通し)はピーク時(4年度)の約5割

建設業者数: ほぼ横ばい(4年度末:約53万業者 19年度末:約50万業者)

建設業就業者数: 19年度は4年度から約11%減の552万人(全就業者の約1割を占める)



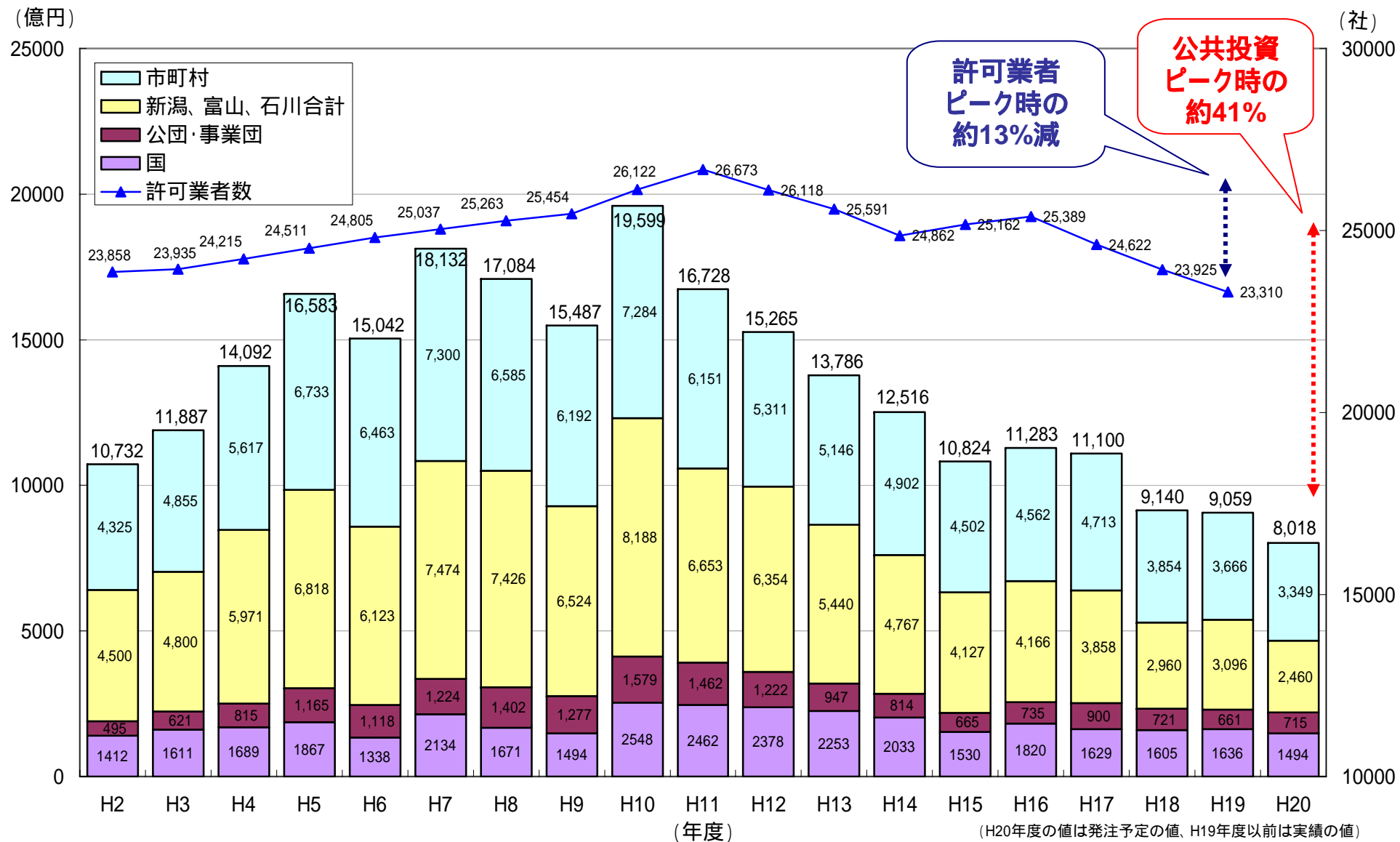
出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成17年度まで実績、18年度・19年度は見込み、20年度は見通し

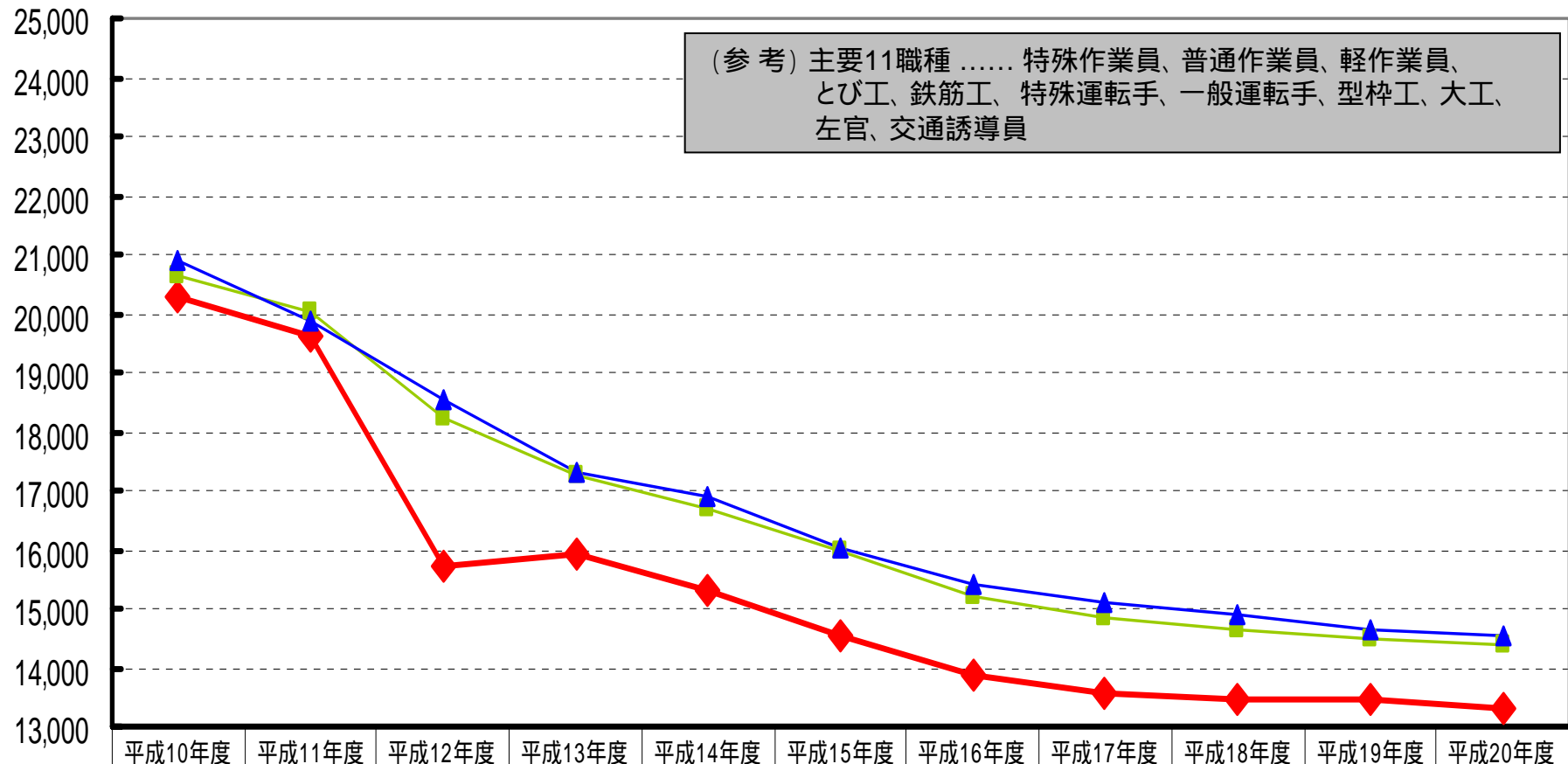
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均

北陸3県の公共投資額(工事費)と業者数の推移

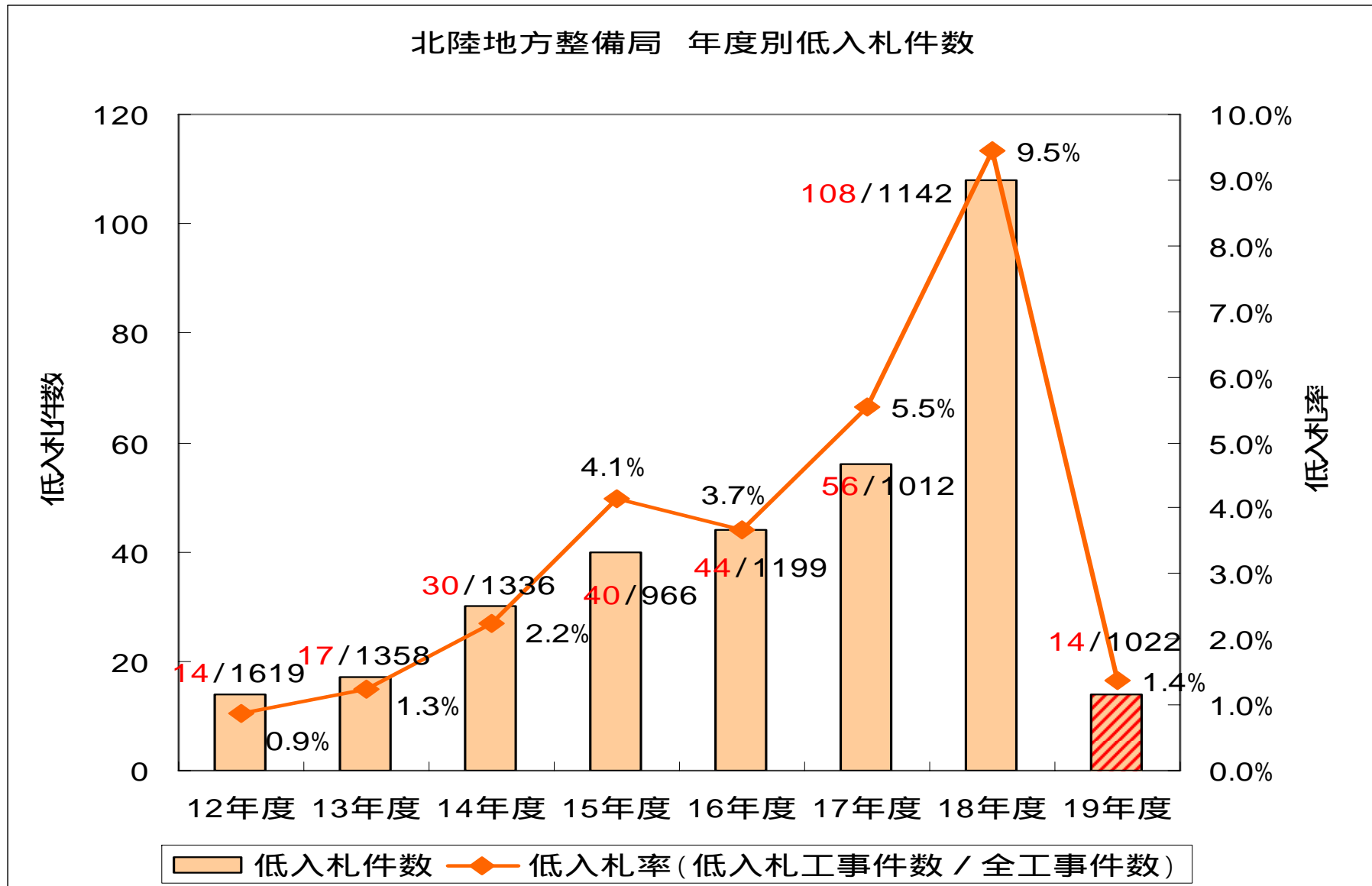


北陸3県の平均労務単価(11職種平均)の推移



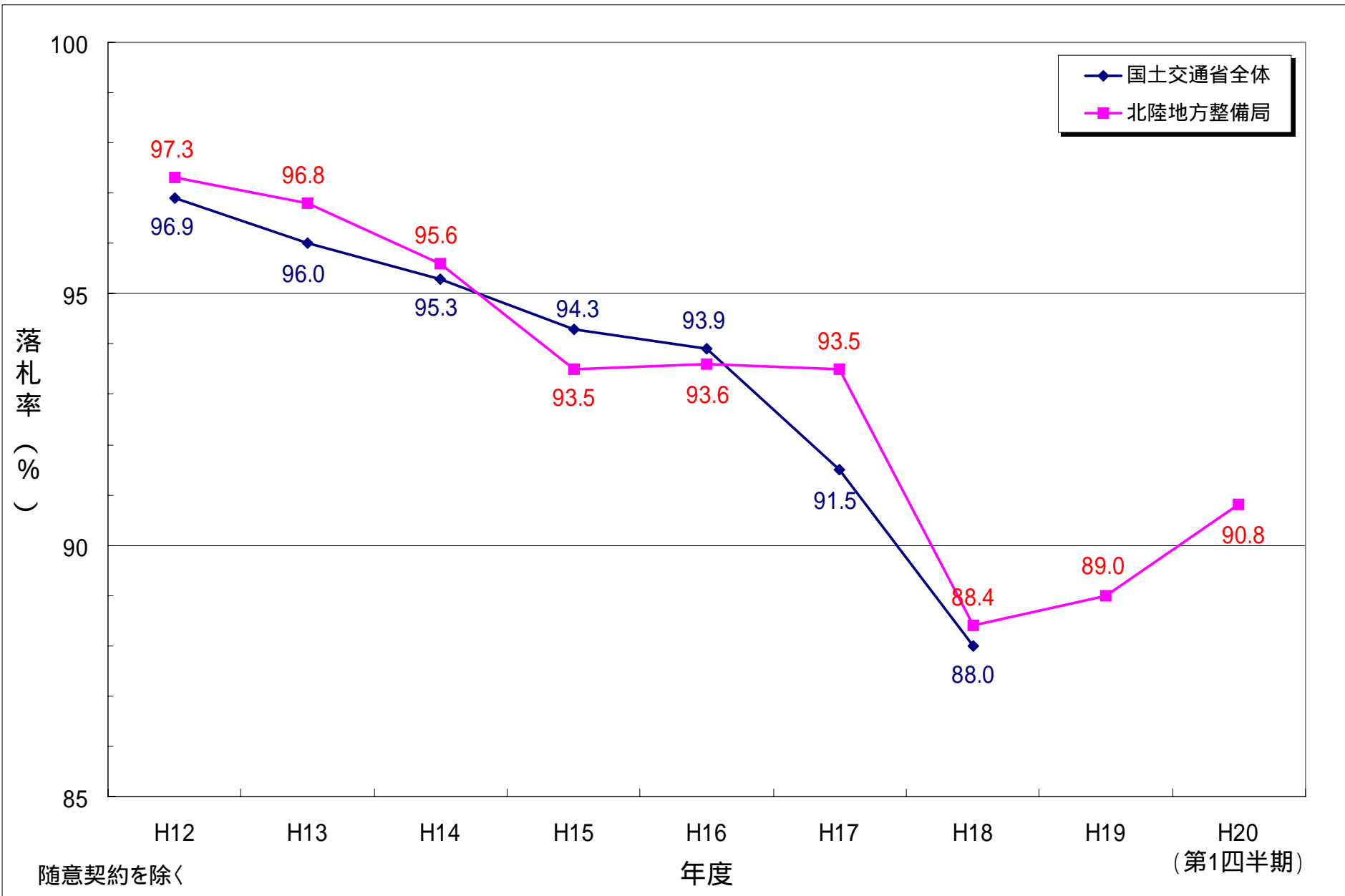
出展：公共工事設計労務単価(農林水産省・国土交通省)

北陸地方整備局の工事低入状況の推移



随意契約は除く。

工事の低価格入札の状況と対策（平均落札率の推移）



- 建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっています。
- このため、本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」においても、建設業について、「単品スライド条項」の的確な運用、適正価格での契約推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされています。
- 北陸地方整備局では、建設業が地域産業の中核として継続的に発展することができるよう、緊急の対策を講ずることとし、整備局所管工事の発注に関し、以下の取り組みを実施します。

1. 早期発注の推進

発注手続きを早期に前倒しすることとし、12月末までに本年度発注を予定している工事の約65%、特に一般土木工事のC、Dランク工事については、約89%を目標とします。これは昨年度に比べ、全工種で約10%、C、Dランク工事で約30%の増となります。

2. 地元建設企業の受注機会の拡大等

- (1) 一般土木工事のBランク工事において比較的技術的難易度の低い工事については、地元企業が主体のCランク工事対象企業の参加を可能とする工事として発注します(平成20年度下半期で5件実施予定)。
- (2) Cランク工事の総合評価方式においては、従来より、地域精通度(本店所在地)や地域貢献度(災害活動等)を評価してきたところですが、今回、新たに手持ち工事量についても評価し、受注機会の拡大を図ることとします。

3. 生産性の向上

- (1) 不調・不落工事への対策として、予定価格の作成に当たって「見積もりを活用する積算方式」の試行を積極的に実施します。
- (2) 適切な工程管理に資する「ワンデーレスポンス」を全ての工事に適用します(当初117件 今回670件)。
- (3) 「工事施工の円滑化4点セット」を活用し、事業の効率化による生産性の向上を図ります。
- (4) 入札契約・監督監査等における書類の簡素化は、年内を目途に実施します。

緊急施策を発動

手抜き工事は評価制度導入

北陸整備局

北陸整備局は、国土交通省の緊急施策として、手抜き工事の防止を図るため、評価制度を導入する。この制度は、工事の品質を評価し、評価結果に基づき、工事の発注や契約の締結を行う。評価結果が良好な場合は、工事の発注額を増加させ、評価結果が不良な場合は、工事の発注額を削減する。また、評価結果が不良な場合は、工事の発注を中止し、工事の再発注を行う。この制度は、工事の品質を向上させ、手抜き工事を防止する効果がある。北陸整備局は、この制度を導入し、工事の品質を向上させることに努める。

北陸整備局動く

地方建設業の窮状を聴く

安心安定へ総力あげる

北陸整備局は、地方建設業の窮状を聴くため、各地を巡回して、現場視察や関係者との懇話会を開催している。この巡回視察は、地方建設業の現状を把握し、問題点を抽出し、解決策を講ずるために行われている。巡回視察の結果、地方建設業は、人手不足、資材不足、コスト高騰などの問題を抱えていることが明らかになった。北陸整備局は、これらの問題を解決するため、総力をあげて取り組む方針を示している。具体的には、人材育成、資材確保、コスト削減などの施策を実施する。また、地方建設業の経営状況を改善するため、融資支援などの施策も実施する。北陸整備局は、地方建設業の安心安定を期すため、引き続き巡回視察を実施し、問題の解決に取り組んでいく。



北陸整備局長 田中 隆

北陸整備局長 田中 隆は、巡回視察の意義について、「地方建設業の現状を把握し、問題点を抽出し、解決策を講ずるために行われている」と述べた。また、「地方建設業の安心安定を期すため、引き続き巡回視察を実施し、問題の解決に取り組んでいく」とも述べた。

北陸整備局は、国土交通省の緊急施策として、手抜き工事の防止を図るため、評価制度を導入する。この制度は、工事の品質を評価し、評価結果に基づき、工事の発注や契約の締結を行う。評価結果が良好な場合は、工事の発注額を増加させ、評価結果が不良な場合は、工事の発注額を削減する。また、評価結果が不良な場合は、工事の発注を中止し、工事の再発注を行う。この制度は、工事の品質を向上させ、手抜き工事を防止する効果がある。北陸整備局は、この制度を導入し、工事の品質を向上させることに努める。

卯辰年2期など2案件

北陸整備局は、卯辰年2期など2案件の発注を行う。この2案件は、地方建設業の活性化を図るために行われている。具体的には、地方建設業の経営状況を改善するため、融資支援などの施策を実施する。また、地方建設業の経営状況を改善するため、融資支援などの施策も実施する。北陸整備局は、地方建設業の安心安定を期すため、引き続き巡回視察を実施し、問題の解決に取り組んでいく。

北陸整備局は、国土交通省の緊急施策として、手抜き工事の防止を図るため、評価制度を導入する。この制度は、工事の品質を評価し、評価結果に基づき、工事の発注や契約の締結を行う。評価結果が良好な場合は、工事の発注額を増加させ、評価結果が不良な場合は、工事の発注額を削減する。また、評価結果が不良な場合は、工事の発注を中止し、工事の再発注を行う。この制度は、工事の品質を向上させ、手抜き工事を防止する効果がある。北陸整備局は、この制度を導入し、工事の品質を向上させることに努める。

～ 官民協働で円滑な事業の執行を目指す～

工事施工の円滑化4点セットが始動！

国土交通省 北陸地方整備局
企画部 技術管理課

～ 官民協働で円滑な事業の執行を目指す～ 工事施工の円滑化4点セットが始動！

4点セット

土木工事条件明示の手引き(案)
土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)
土木工事設計変更ガイドライン(案)
工事一時中止に係るガイドライン(案)

官民協働で作成

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

《 受注者 》

(社)新潟県建設業協会
(社)富山県建設業協会
(社)石川県建設業協会
(社)日本土木工業協会北陸支部
(社)日本道路建設業協会北陸支部
(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部

《 発注者 》

新潟県 ・ 富山県
石川県 ・ 新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局

～ 官民協働で円滑な事業の執行を目指す～ 工事施工の円滑化4点セットが始動！

活用のポイント

発注時

「条件明示の手引き（案）」

設計積算にあたって、工事内容に係る条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底する。

契約後

「設計図書の照査ガイドライン(案)」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど照査や責任の範囲を明確化する。

施工中

「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」

請負者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

「工事設計変更ガイドライン(案)」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、請負者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点をとりまとめた。

以上、4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す

土木工事条件明示の手引き(案)

(1) 作成の背景

- ・工事の発注はそれぞれ制約条件が異なる。
- ・設計図書に明示することで適正・円滑な施工が可能

(2) 問題点

- ・**条件の考え方の相違**で発注者と受注者の**積算額に大きな差が出る**ことがあり条件明示徹底の強い要望有り。

(3) 経緯

H16.4 「土木工事条件明示の手引き(素案)」

H20.4 「土木工事条件明示の手引き(案)ver.1.2」

(4) 効果

・発注者

設計図書作成時に**制約条件等を調査・確認する手引き**となる。

積算－監督間における施工条件の**情報共有化**

・受注者

現場説明時の「質問事項」の検討資料
現場条件確認の**チェックリスト**として活用
契約書第18条「**条件変更**」の**確認資料**

土木工事条件明示の手引き(案) ver.1.2

【工事名: _____】

平成20年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

(掲載内容)

・条件明示の項目別チェックリスト と記載例

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)

(1) 作成の背景

- ・請負者には「照査」が義務づけられている。

(2) 問題点

- ・照査の解釈の違いにより責任の範囲の取扱いが異なることから、受注者側に過度の負担を強いているという意見がある。

(3) 経緯

- H18.3「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」
- H20.4「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」

(4) 効果

- ・発注者

設計照査の**責任の範囲の明確化**

- ・受注者

施工前・施工途中の照査の手引き
照査項目及び内容の**チェックリスト**として
打合せ簿に添付し**監督職員に報告**できる。

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)

平成20年4月

北陸地方建設事業推進協議会

工事施工対策部会

(掲載内容)

- ・照査の基本的な考え方
- ・照査に係わる規定
- ・照査の範囲を超える事例と取扱い

土木工事設計変更ガイドライン(案)

(1) 作成の背景

- ・当初積算時に予見できない事態に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を図る必要がある。

(2) 問題点

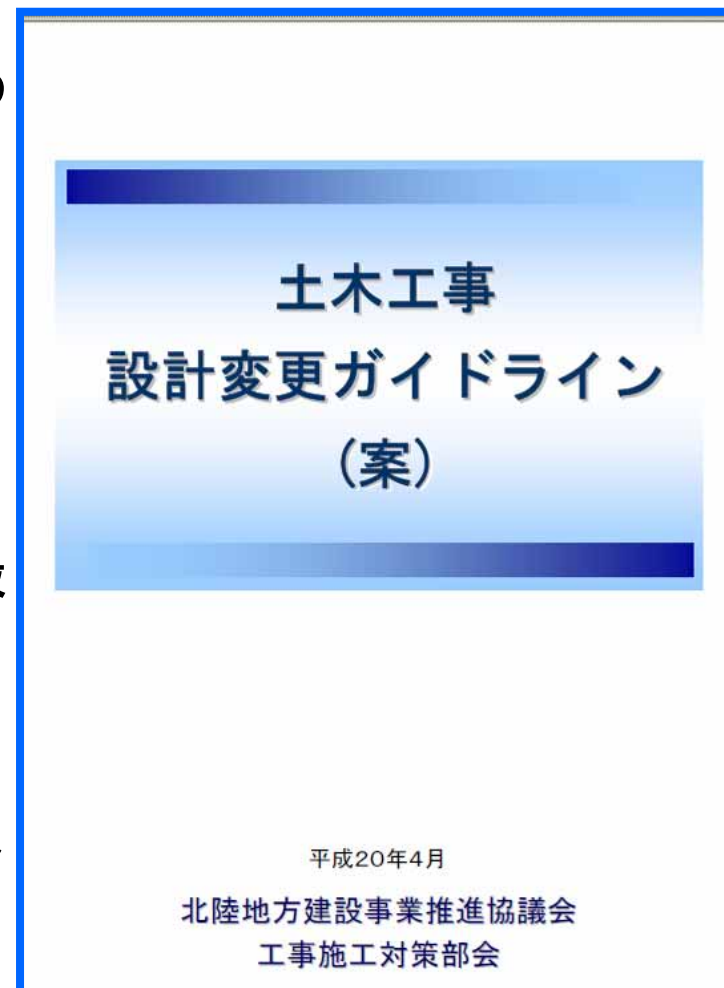
- ・任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏または表示が不明確な場合、変更対応が問題に。
- ・現場において発注者の意向が強く出される設計変更が行われているケースがある。

(3) 経緯

H20.4「土木工事設計変更ガイドライン(案)」 初版

(4) 効果

- ・設計変更業務の改善を図るため、**受注者・発注者・**が設計変更の課題と留意点について**理解する助けとなる。**



(掲載内容)

- ・設計変更が可能・不可能なケース
- ・変更手続きフロー

工事一時中止に係るガイドライン(案)

(1) 作成の背景

- ・一部の工事で各種協議や用地確保が未了な場合でもやむを得ず条件明示を行い発注している。

(2) 問題点

- ・請負者の責に帰することができない事由により施工できなくなった場合は、工事の一時中止の指示を行わなければならないが、行っていない工事が見受けられる。
- ・受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているという意見がある。

(3) 経緯

H20.4「工事一時中止に係るガイドライン(案)」 初版

(4) 効果

- ・受注者・発注者双方が工事の一時中止について適正な対応を行うことが可能。

工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成20年5月

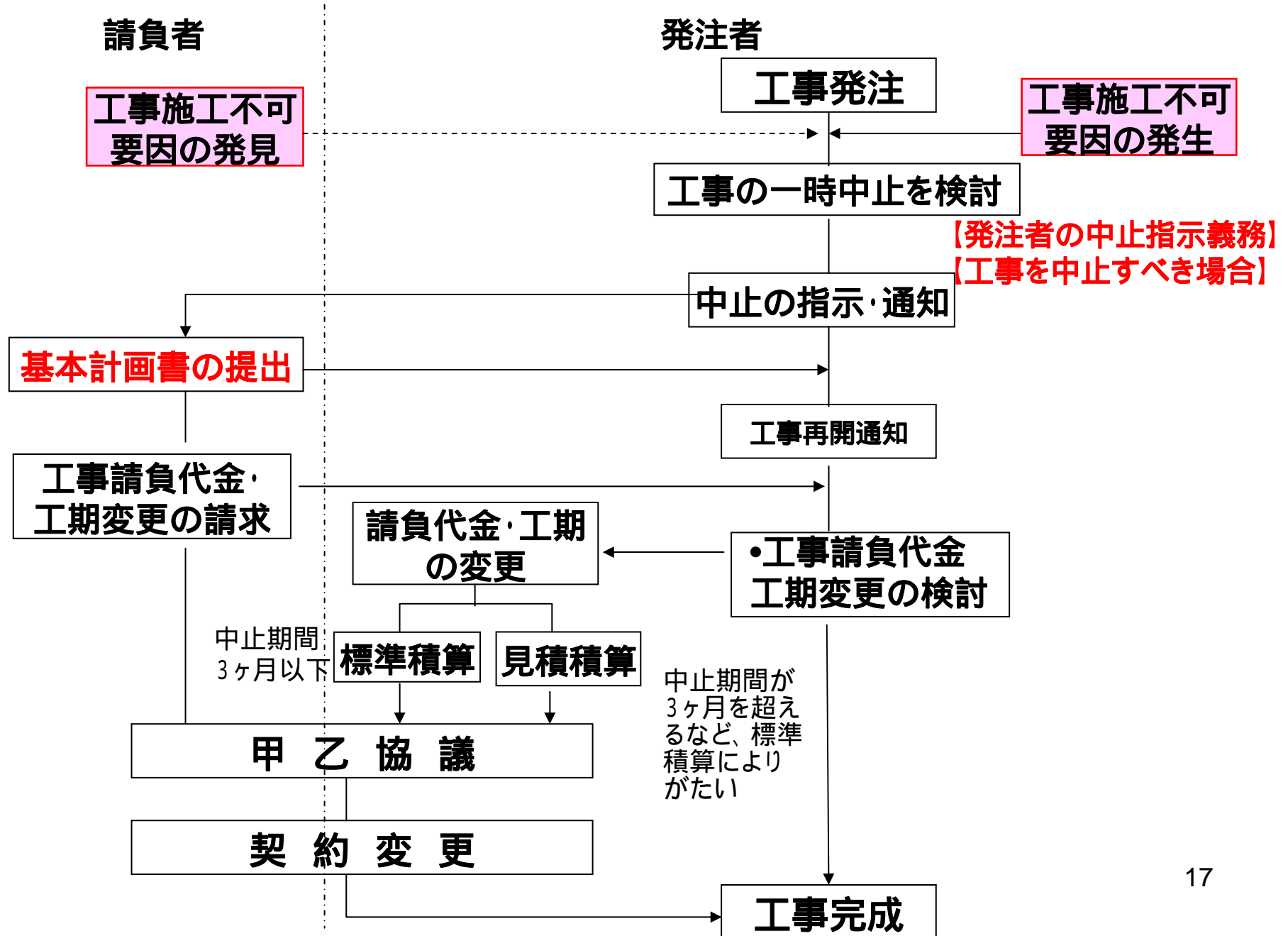
北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

(掲載内容)

- ・工事中止すべき場合
- ・工期の変更について
- ・増加費用の考え方

工事一時中止に係るガイドライン (案)

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。**

請負者の帰責事由によらずに
工事の施工ができない



請負者は、工事を施工する
意志があっても、工事が中止
状態



注者が工事を中止させなければ、
中止に伴い必要とされる工期又は
請負代金額の変更は行われず、
負担を請負者が負うこととなる

発注者は、**工事の中止を
請負者に命じ、工期又は
請負代金額等を適正に確保
する必要がある**

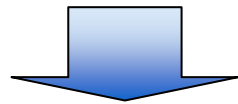


工事請負契約書第16条規定する
発注者の工事用地等確保の義務、
第18条に規定する施工条件の変化
等における手続と関連する
発注者及び請負者の十分な理解
のもとに適切に運営されることが
望まれる

4. 工事を中止すべき場合



工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない



発注者の義務である**工事用地等の確保が行われな**いため(工事請負契約書第16条) 施工できない場合 設計図書と実際の**施工条件**の相違又は設計図書の**不備が発見**されたため(工事請負契約書第18条) 施工を続けることが不可能な場合…等

自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない

「自然的又は人為的な事象」は、**埋蔵文化財の発掘**又は**調査、反対運動等の妨害活動**も含まれる。

「工事現場の状態の変動」は、**地形等の物理的な変動**だけでなく、**妨害活動**を行う者による**工事現場の占拠**や著しい**威嚇行為**も含まれる

5 . 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、**中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等**の中止内容を請負者に**通知**しなければならない。
また、工事現場を適正に維持管理するために、**最小限必要な管理体制等の基本事項を指示**することとする。

発注者の中止権

発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

「必要があると認められる」か否か、**中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断**

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

通常、中止の通知 時点では中止期間が確定的でないことが多い。

原因の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、**工事を再開できる時期を通知する必要がある。**

発注者は施工一時中止している工事について**施工可能と認めたときに工事の再開を指示**

中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、**請負者**は中止期間中の**工事現場の維持・管理**に関する**基本計画書**を発注者に**提出**し、**承諾**を得る。

実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容

中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

工事現場の維持・管理に関する基本的事項

管理責任

中止した工事現場の**管理責任**は、**請負者**に属するものとする。

請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、**請負代金額又は工期が変更**されなければならない。

「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合に**請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。**

増加費用

工事用地等を確保しなかった場合
暴風雨の場合など契約の基礎条件の
事情変更により生じたもの

損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの
事情変更により生じたもの
増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

工期の変更期間は、原則、**工事を中止した期間が妥当である。**

地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

増加費用の範囲

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、**工事現場の維持**に要する費用、**工事体制の縮小**に要する費用、**工事の再開準備**に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

増加費用の算定

増加費用の算定は、請負者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など甲乙協議して行う。

増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、**積上げ項目及び率項目**とする。

増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定する。算定方法は下記のとおり。

ただし、中止期間3ヶ月以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、請負者から増加費用に係る見積を求め、甲乙協議を行い増加費用を算定する。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J +$$

dg :一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J :対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \}$$

N :一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

$A \cdot B \cdot a \cdot b$:各工種毎に決まる係数(別表-1)

土木工事標準積算基準書における入力項目

J :一時中止時点の契約上の純工事費

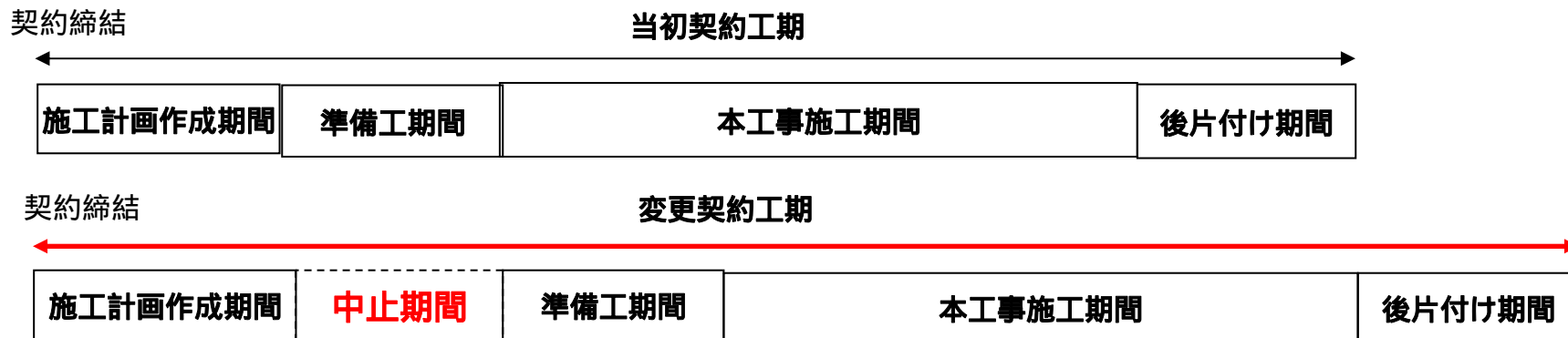
N :一時中止日数

:積上げ費用

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、**現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配**の状態**で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。**

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



基本計画書の作成

工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

このことから、請負者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

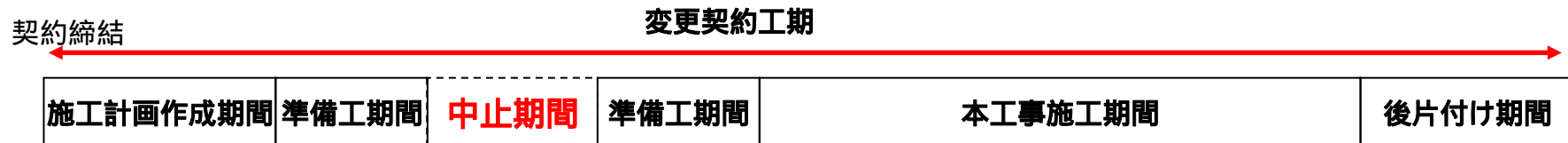
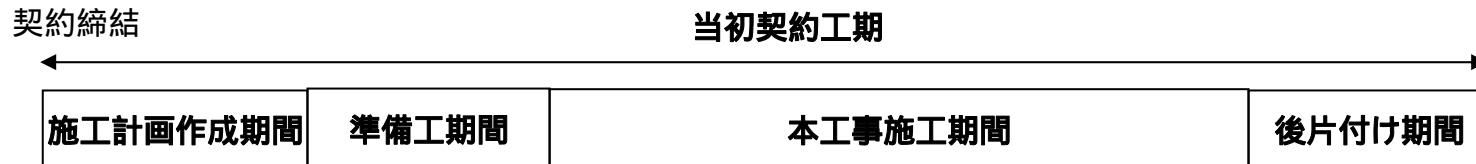
増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、**現場事務所・工事看板を設置し、測量等の工事施工前**の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



基本計画書の作成

請負者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

増加費用

増加費用の適用は、請負者から請求があった場合に適用する。

増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。

増加費用の算定は、請負者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・請負者が協議して決定する。(積算は請負者から見積を求め行う。)

9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

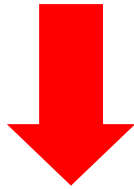
増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
増し分費用は、乙の請求があった場合に負担する
増し分費用の積算は、工事再開後速やかに甲乙が協議して行う。

土木工事設計変更ガイドライン (案)

設計変更において発生している課題

契約図書に**明示**
されている**事項**



契約図書に**明示**されている**内容**と**実際の現場条件**が**一致しない**場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて**金額変更**が必要となるケースがある。

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に**脱漏**又は表示が**不明確**となっている**事項**



任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に**脱漏**又は表示が**不明確**なために、その**変更対応**が**問題**となっている**ケース**がある。

契約図書とは、契約書、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

2 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更できない**。
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**請負者が独自に判断して施工を実施した場合**
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施した場合**
- **「承諾」で施工した場合**
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている**所定の手続きを経ていない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15)**
- **正式な書面によらない事項(口頭のみでの指示・協議等)の場合**

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対応な立場で合議し、結論を得ることをいう。

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者または請負者が書面により同意すること。

3 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては**設計変更が可能**である。

- 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**(ただし、所定の手続きが必要。)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。**
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 請負者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。**

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

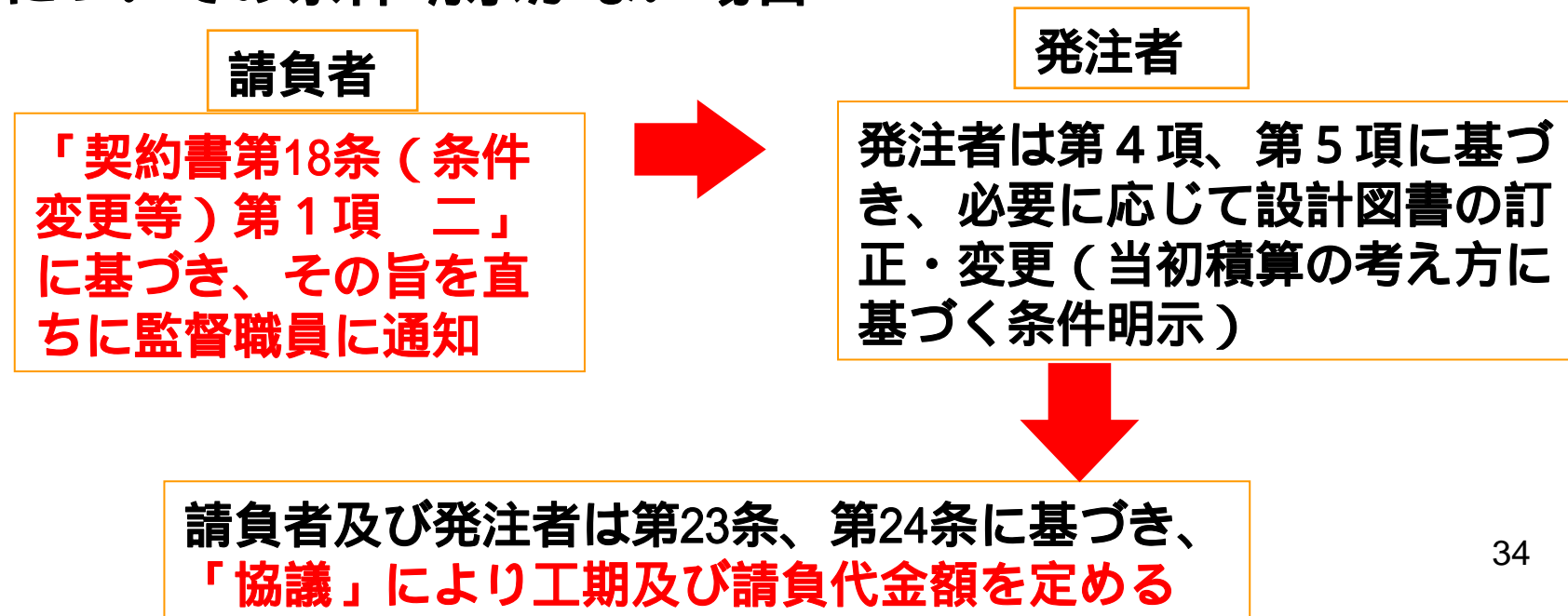
- － 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。**
- － 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)**
- － 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。**

3 設計変更が可能なケース

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

ex.

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

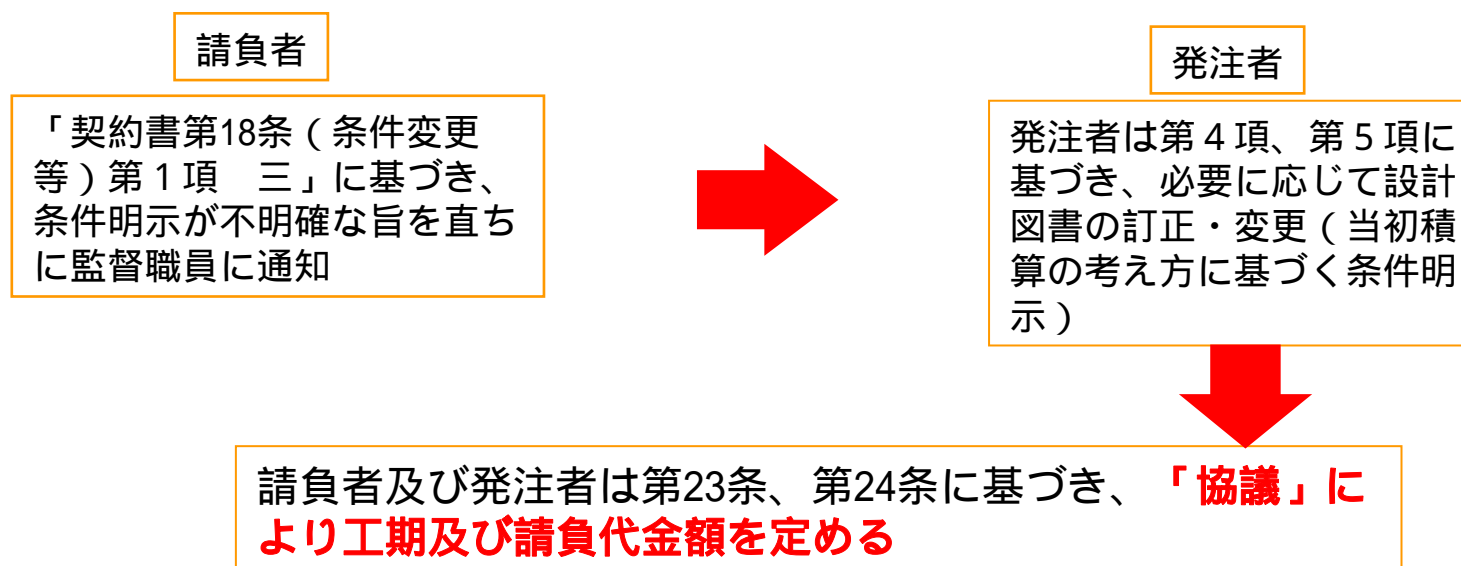


設計図書の表示が明確でない場合の手続き

ex.

ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合



設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

ex.

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ. 第3者機関等による制約が課せられた場合

請負者

発注者

「契約書第18条（条件変更等）第1項 四」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

工事中止の場合の手続き

(請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き)

ex.

- ア. 設計図書に工事**着工時期が定められた場合、その期日までに乙の責によらず施工できない場合**
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の**管理者間協議が未了の場合**
- ウ. 管理者間協議の結果、**施工できない期間が設定された場合**
- エ. 受注者の責によらない何らかの**トラブル(地元調整等)が生じた場合**
- オ. 設計図書に定められた期日までに**詳細設計が未了のため、施工できない場合**
- カ. **予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合**

請負者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない

「契約書第20条（工事の中止）第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。

請負者は、土木工事共通仕様書 1-1-13第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

基本計画書に基いた**施工の実施**

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

承諾した基本計画書に基づき**施工監督及び設計変更を実施**

土木工事設計図書のガイドラインより

設計図書の照査に関連する作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容

「 . 設計図書の照査要領 (案)」の内容 (工事請負者が自らの負担で実施する)

A
「 . 設計図書の照査要領 (案)」
以外の照査 (工事請負者に実施させる場合は、発注者の費用負担)

照査後

発注者の責任、または
費用負担が必要な内容

設計図書の訂正、変更、追加調査

B
設計図書の照査を行った結果、生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等 (発注者の責任で行う。工事請負者に実施させる場合は発注者の費用負担)

「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

「A」に該当するもの

「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている**対比設計**。

構造物の応力計算書の**計算入力条件の確認**や構造物の**応力計算を伴う照査**。

設計根拠まで遡る見直し、必要とする**工事の算出**。

B に該当するもの(発注者負担)

現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。

構造物の**載荷高さ**が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。

構造物の構造計算書の**計算結果が設計図と違う場合**の**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。

基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

舗装修繕工事の縦横断設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。(なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「15-4-3路面切削工」「15-4-5切削オーバーレイ工」「15-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。

概略発注工事における構造計算及び図面作成。

要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。

照査の結果必要となった追加調査の実施。

<例>

- ・ボーリング調査
- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工(裏込め注入工)の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

注2) **VE提案の資料作成費用は請負者の負担となる。**

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

4 設計変更手続きフロー

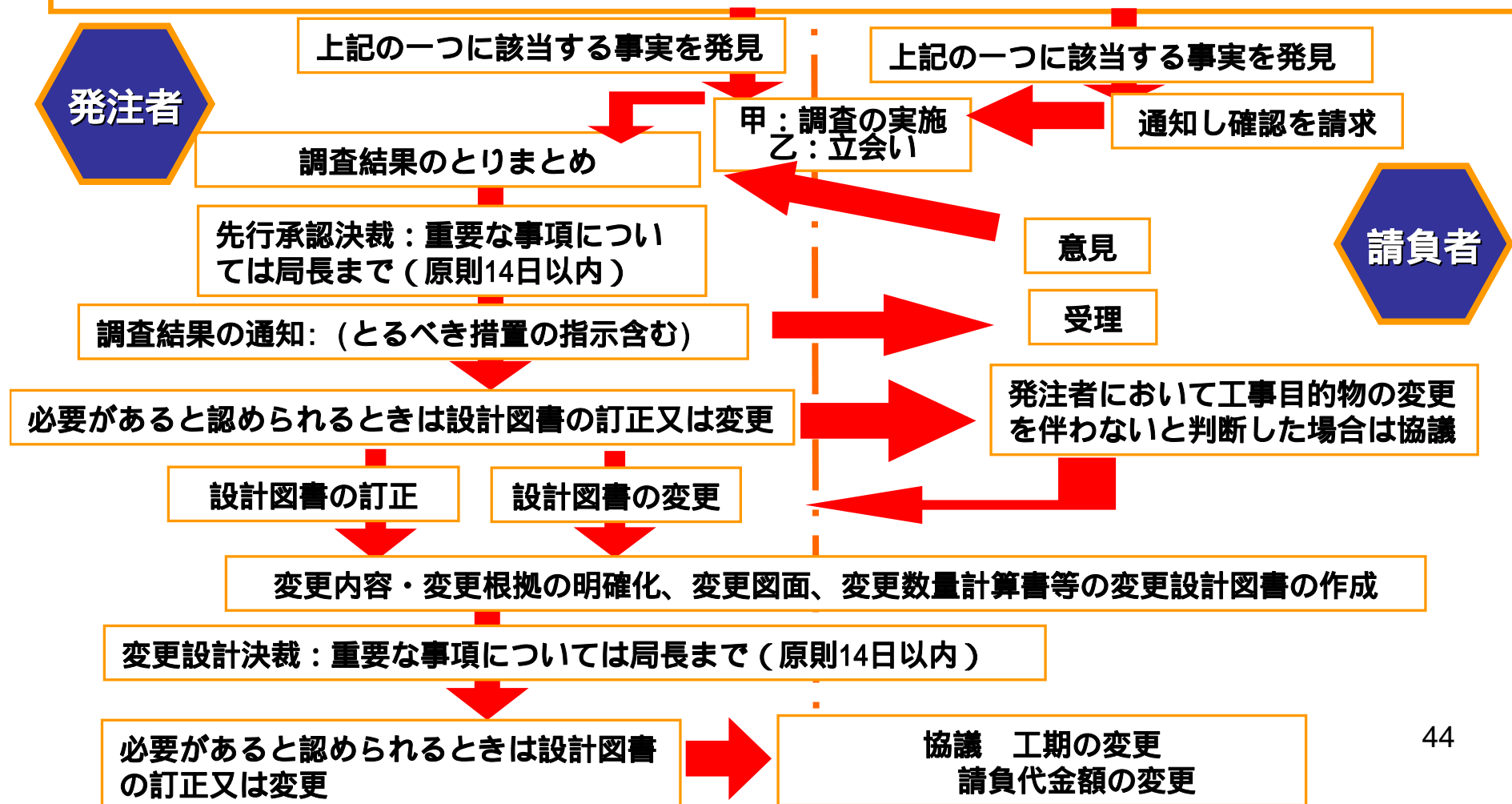
図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

設計図書に誤謬、脱漏があること

設計図書の表示が明確でないこと

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



5 関連事項

指定・任意の正しい運用

– 指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要がある。**



任意については、**請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。**
(変更の対象としない)



発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応をするように注意が必要。**

任意における下記のような対応は不適切

- ・ 工法で積算しているので、「 工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛かりではパツ杓で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

「より良い施工体制の確保を求めて(北陸地方整備局版)」 の公表について

1. 背景

北陸地方整備局では、建設工事の適正で円滑な施工を図るべく「設計変更ガイドライン」の作成等、様々な取り組みを行っているところであります。

その一環として、建設業法等の関係法令を遵守することにより、建設工事の適正な施工を確保することを目的として、「より良い施工体制の確保を求めて(北陸地方整備局版)」を次のとおり改訂し、ホームページに公表。

2. 改訂概要

各種法令、通知文、参考文献等との時点修正

監理技術者や主任技術者の配置に関する具体的な事例紹介
施工体制台帳の作成方法の明示、文章のビジュアル化 等

3. 公表方法

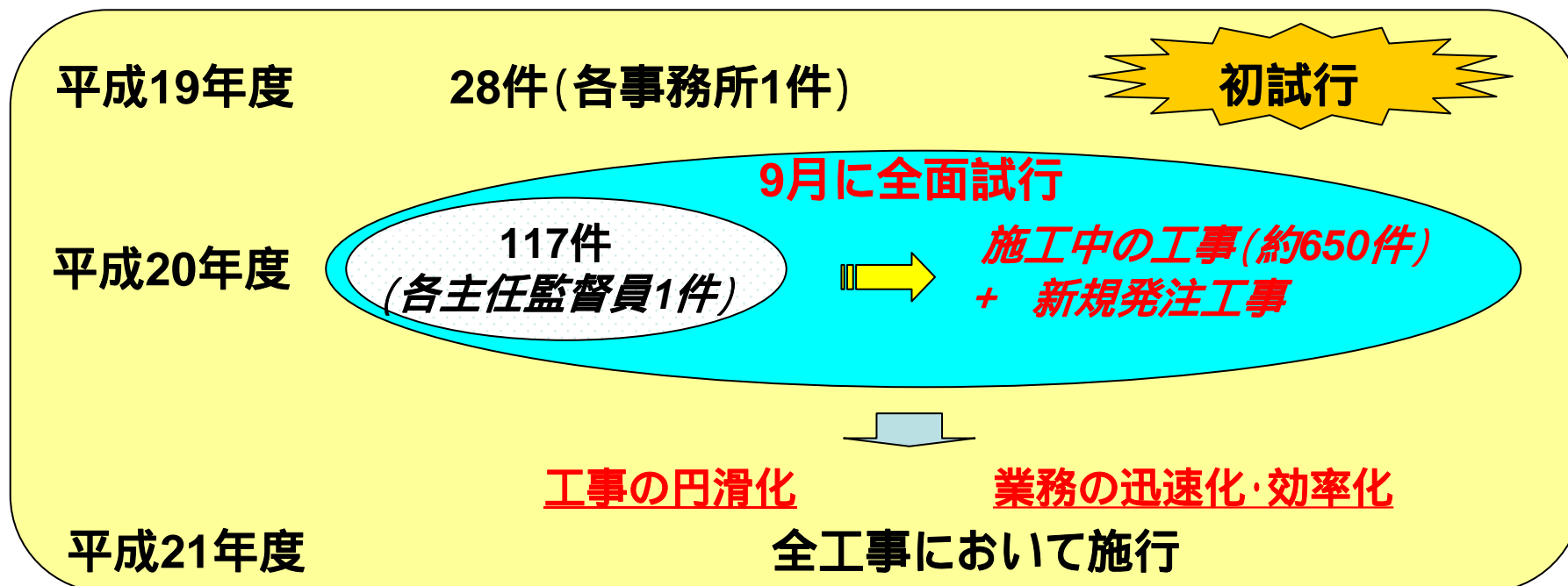
北陸地方整備局のホームページに掲載しました。

[URL:http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html)

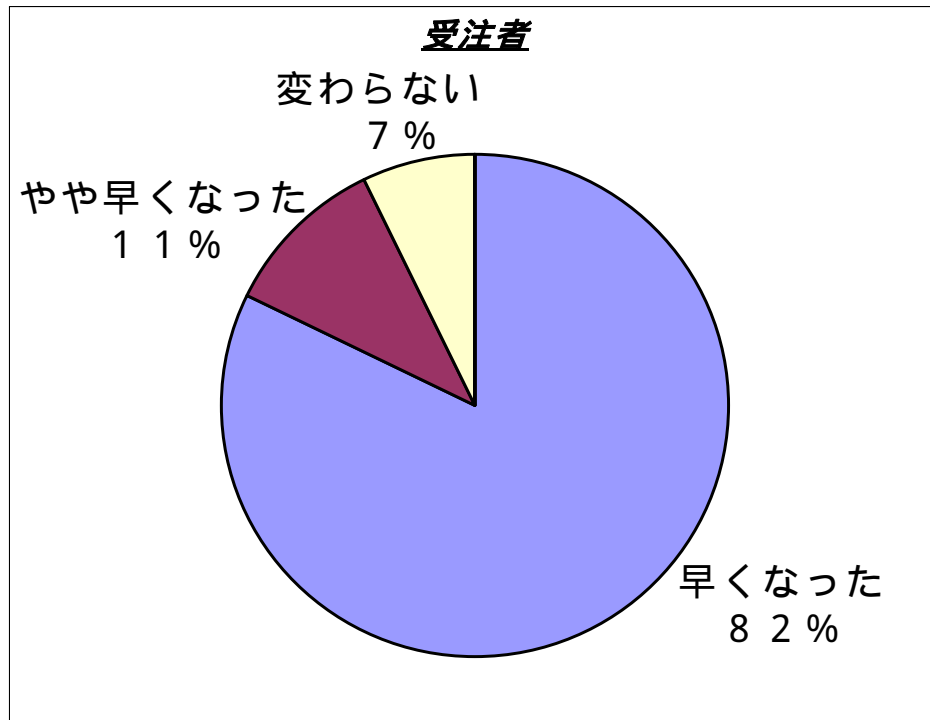


現在、公共事業の縮減等に伴う過度の安値受注や価格競争のため建設業界は疲弊しており、きめ細やかな発注者対応や受発注者間パートナーシップがより一層求められる中、平成20年9月11日(木)に開催された新潟県建設業協会との緊急意見交換会においても「ワンデーレスポンス」に対する強い期待があったことから、北陸地方整備局では来年度からの施行に先立ち、本年度より全面的に試行を拡大することとしました。

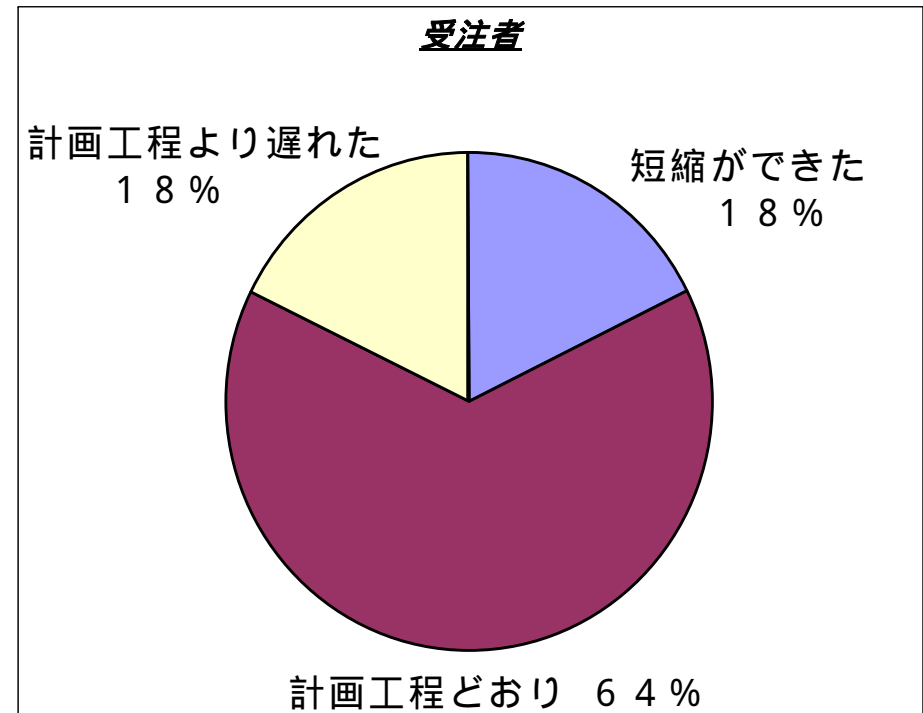
ワンデーレスポンスの実施状況



【参考】H19年度試行 アンケート調査結果(北陸地方整備局 28件対象)

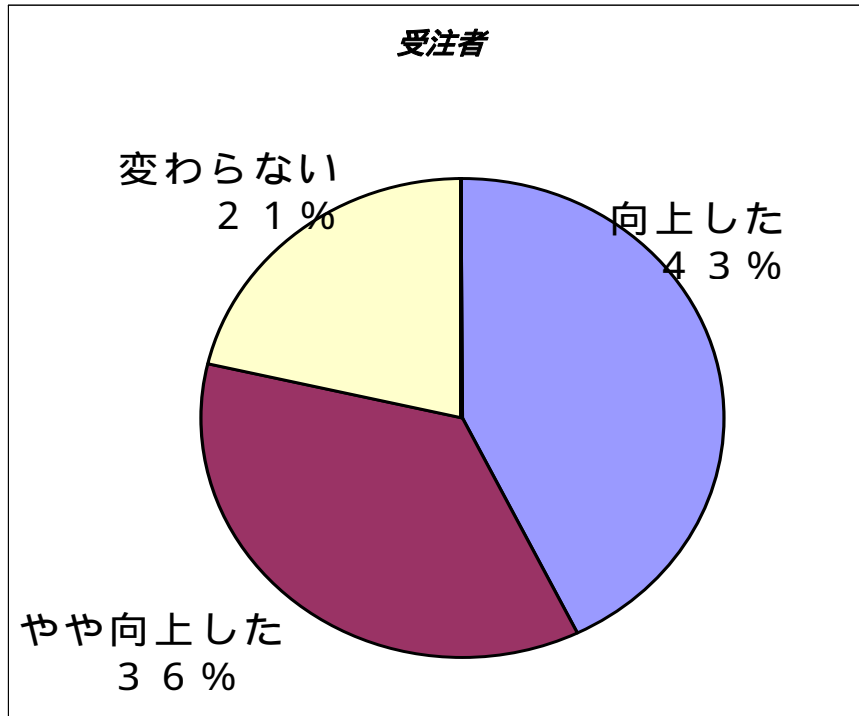


発注者からの回答速度について
工事期間中に現場にて諸問題が発生した
場合、
「監督員からの回答が早くなった(82%)」
と、**大きな改善**が見られました。

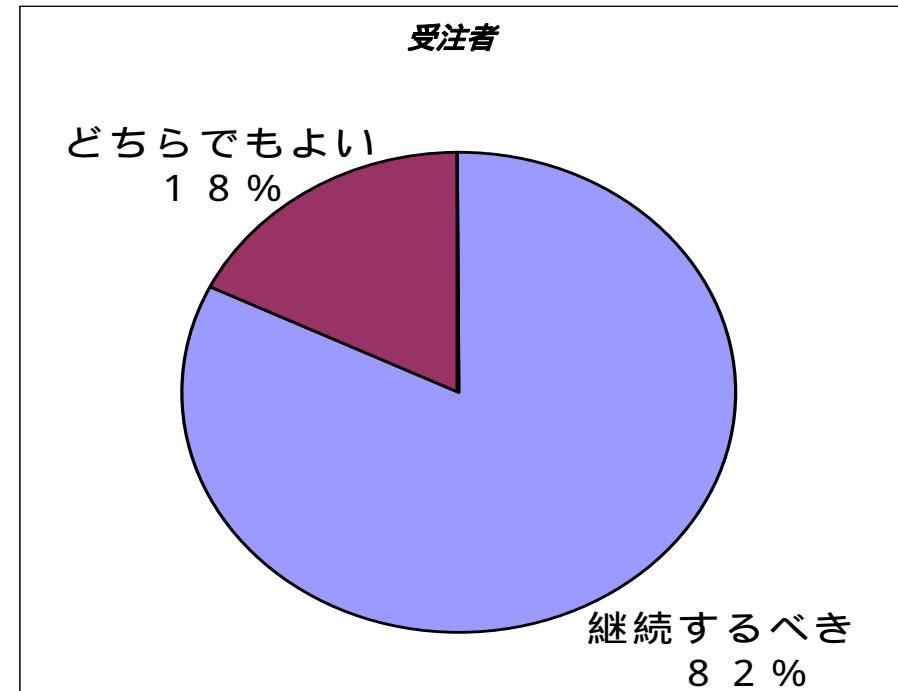


工事の進捗について
計画工程と実施工程を比較した場合、
「工程が短縮できた。計画工程どおりに施工が進んだ(82%)」
と、**業務の迅速性・効率化が図られた結果**となりました。

【参考】H19年度試行 アンケート調査結果(北陸地方整備局 28件対象)



受・発注者間のコミュニケーションについて
打合せ・協議等のコミュニケーションの向上性は、
「向上した。やや向上した(79%)」と、
お互いに情報共有を行い、段取りよく
効率的な作業ができました。



今後の継続について
ワンデーレスポンスの取り組みは、
「今後も継続すべきである(82%)」
と大半を占める継続要望がありました。

施工体制の一斉点検について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

H13年4月施行

- ・ 一括下請負の全面禁止
- ・ 発注者による施工体制の点検その他必要な措置の義務化

公共工事の品質確保の促進に関する法律

H17年4月施行

- ・ 工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努める。(附帯決議)

工事現場等における適正な施工体制の確保等について

工事現場における施工体制の把握マニュアル(H12)

工事現場等における適正な施工体制の確保等について

- ・ 工事現場等における施工体制の点検要領

工事の施工体制に関する全国一斉点検

平成14年度～

- ・ 監理技術者等の配置、施行体制台帳の備え付け、適正な下請け契約等について点検。

施工体制の一斉点検について

基本点検

1. 監理技術者等の配置

- (1) 主任技術者等の資格
- (2) 主任技術者等の役割
- (3) 監理技術者資格者証
- (4) 主任技術者等の常駐
- (5) 主任技術者等の同一性

2. 施行体制台帳の備え付け

- (1) 施行体制台帳
- (2) 施行体系図の提示
- (3) 建設業許可標の提示
- (4) 建退共加入者証の提示
- (5) 労災関係立票の提示
- (6) 工事カルテ

3. 下請け契約

- (1) 下請の建設業許可
- (2) 軽微な工事の下請け契約
- (3) 明確な工事内容での下請契約
- (4) 適切な請負代金の支払い方法

下請業者の点検

1. 主任技術者の配置状況 (1) 資格、(2) 常駐、(3) 同一性

2. 下請業者へのヒアリング (1) 不当な低い請負代金の禁止、(2) 不当な使用資材等の購入強制の禁止、(3) 請負代金の支払い実態

一括下請点検

1. 元請負業者の下請施工の関与状況

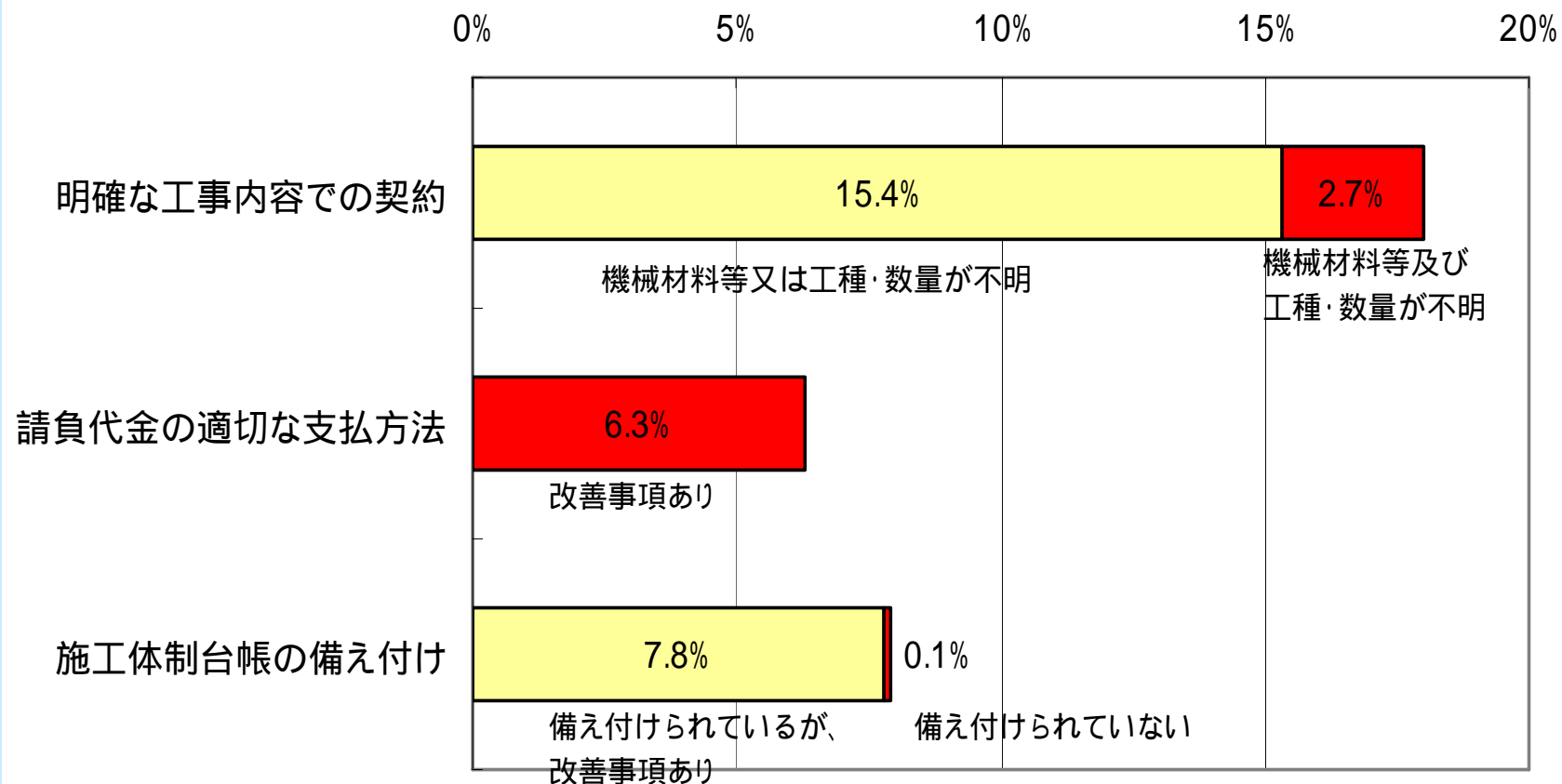
- (1) 技術者の常駐
- (2) 発注者との協議
- (3) 住民への説明
- (4) 官公庁等への届出
- (5) 隣接工事との調整
- (6) 施行計画書
- (7) 工程管理の実施
- (8) 施行管理
- (9) 下請け業者の完成検査
- (10) 安全管理
- (11) 施工調整・指導監督

2. 施工体系

- (1) 主たる一次下請人に直営施工がない
- (2) 特定の一次下請人が講じ全体の大部分を施工
- (3) 工区割された近接工事を同一一次下請人が施工
- (4) 下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工

H19点検結果

明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はなかった。
改善が必要な主な事項は以下のとおり



見直しの概略

1. 重点的な点検の実施

平成19年度の一斉点検において、**改善すべき事項が見つかった点検項目について、特に重点的な点検を実施する。**

改善すべき事項の詳細な把握(ex. どのような記述が不足していたのか)

改善すべき事項が生じた理由の把握

引き続き、改善すべき事項が多く発見された場合には、**及び**を踏まえて、留意すべき事項として、全ての工事の監督職員及び請負業者に対して周知。

請負代金の支払い方法

- ・ 下請業者への請負代金の支払い方法については、建設業法第19条1項において、契約書に記載しなければならない事項の一つとして、建設業者に対して義務づけ。
- ・ 代金の支払いは、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっては、支払代金に定める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとすること(「下請契約における代金支払の適正化等について(平成18年12月、国総入企第42号)」等)
- ・ 手形期間は、120日以内で出来る限り短い期間とすること(同)

施工体制台帳の備え付け

- ・ 工事の目的物の引き渡しを完了するまでは、工事現場に備え付けて置くことが、建設業者に対して義務づけ(建設業法第24条の七)

H20点検のポイント

1) 明確な工事内容での契約

- ・ **工事内容、請負代金の額、工期、代金の支払い方法など13項目**について、**建設工事の契約書**(下請け契約も含む。)に記載しなければならない(建設業法第19条1項)

2) 請負代金の支払い方法

- ・ 下請業者への請負代金の**支払い方法**については、建設業法第19条1項において、契約書に記載しなければならない事項の一つとして、建設業者に対して**義務づけ**。
- ・ 代金の支払いは、**できる限り現金払**とし、現金払と手形払を併用する場合にあっても、支払代金に定める現金の比率を高めるとともに、**少なくとも労務費相当分については、現金払い**とすること(「下請契約における代金支払の適正化等について(平成18年12月、国総入企第42号)」等)
- ・ **手形期間は、120日以内**で出来る限り短い期間とすること(同)

3) 施工体制台帳の備え付け

- ・ 工事の目的物の**引き渡しを完了**するまでは、工事現場に**備え付けて置く**ことが、建設業者に対して義務づけ(建設業法第24条の七)

工事書類の簡素化

1. 背景

建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしており、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっています。

2. 北陸地方整備局の対応

建設業が地域産業の中核として継続的な発展することが出来るよう、下記の緊急対策を講ずることとしました。

(1) 早期発注の推進

(2) 地元建設企業の受注機会の拡大等

(3) 生産性の向上

「見積もり活用する積算方式」の試行の積極的实施

「ワンデーレスポンス」を全工事に適用

「工事円滑化4点セット」の活用

工事書類の簡素化の試行

工事書類の作成上の留意事項

3つの原則(監督職員等、施工者共通)の徹底

現行ルール of 徹底

書類の作成を**指示しない、受けとらない、提出しない**を徹底

甲乙対等の立場

設計不備に対する補完の書類等の作成を指示しない

協議書等については、ポイントを絞り簡潔に作成

簡素化した書類や不要な書類が提出されても受けとらない

必要以上に立ち会わない

段階確認・立ち会いについて、**必要以上の頻度で要求しない**

要求されても立ち会わない

法令遵守

法令に基づくものは、**施工者の責で確実に実施・保管**

監督職員は**施工プロセスで状況を把握**

工事書類の作成上の留意事項

【1. 基本事項】

以下の3種類に分類

契約関係書類

工事関係書類

その他

【定義】

契約関係書類

- ・請負契約履行のため、契約書等に基づき提出する書類
- ・発注者の責において整理・保管し、検査時に準備
(ただし、請負者においても契約履行確認のため整理が必要)

工事関係書類

- ・工事の適正な出来形・品質の確保の観点から必要となる関係書類
- ・監督職員に提出・協議等した資料で、請負者において整理・検査時に提出。

その他

- ・工事施工のため、関係法令等に基づき整理作成したもの
- ・請負者の責において整理・保管する(工事中に提示を求められる場合もある)
- ・検査時には、状況確認のため持参し、提示を求められた場合に提示
- ・検査後は持ち帰る、整理様式は任意

工事書類の作成上の留意事項

【2. 書類の種類】

契約関係書類

- ・契約関係書類
- ・現場代理人等通知
- ・請負代金内訳書
- ・工事工程表
- ・一部変更指示書
- ・契約書、特記仕様書、図面(当初・変更)
- ・品質証明員届け
- ・工事費構成書
- ・建退協掛け金受領書
- ・中止・再開命令

工事関係書類

原則着手前

- ・施工計画書
- ・官公庁への届け出
- ・設計照査・工事測量結果
- ・工事カルテ(当初のみ 変更・竣工はその都度)

原則施工中に提出

- ・工事打ち合わせ簿
- ・履行報告書
- ・材料確認願い
- ・施工体制台帳・施工体系図
- ・休日・夜間作業届け
- ・段階確認願い

工事書類の作成上の留意事項

検査時に必要な書類

- ・品質証明
- ・出来形管理資料
- ・品質管理資料(養生記録等含む)
- ・材料の品質証明
- ・工事関係者連絡会議設置状況表
- ・完成届・既済部分検査請求書・中間技術検査出来高報告書 等
- ・出来高内訳書(既済・中間検査時)
- ・完成図、出来高数量計算書(既済・中間時は出来形図)
- ・工事写真

その他

- ・安全訓練の実施状況
- ・安全関係資料
- ・店社パトロール等、巡視記録、災防協記録(規約、議事録 その他)
- ・安全日誌、KY記録
- ・各種点検記録
- ・建設機械等、地山点検、足場支保、水位・雨量等記録(該当現場)
- ・材料納入伝表
- ・マニフェスト(契約、許可関係も含む)
- ・建退協証紙受け払い簿

工事書類の作成上の留意事項

【3. 作成上の留意事項】

〈基本事項〉

1. 提出を不要とした書類の作成は行わないこと。(別紙参照)
2. 現行ルールの徹底を図るとした項目は、徹底すること。(別紙参照)

(1) 原則着手前資料

施工計画書

- ・着手前に提出を原則。
- ・全ての項目が記入記載出来ない場合 全体共通部分と該当部分のみで可
- ・他は決定次第追加。
- ・**軽微な変更は提出不要**(差し替えておけば良い)
- ・軽微とは、数量の変更、体制(担当者の変更・作業主任者変更等人員配置、連絡体制等)の変更

設計照査・工事測量結果等設計照査

- ・契約書18条1項～5項に**該当が無い場合は提出不要**
(提示を求められた場合には提示、検査時も確認のみ)
 - ・**工事測量結果**が設計図書と一致している場合も**同様**
- #### 官公庁への届け出
- ・事前提出は不要
 - ・**届け出の写しについても原則不要**
 - ・ただし、工事内容の確認が必要な資料、相手方から発注者の確認を求められるものについては、事前に確認を受けること。

工事カルテ(当初・変更・竣工)

- ・事前確認は必ず受けること。10日以内に登録し、受領書(写し)を提出のこと(**従来どおり**)
- ・現場代理人・監理(主任)技術者の変更が発生した場合にはその都度速やかに登録、担当技術は竣工時一括で良い

工事書類の作成上の留意事項

(2) 原則施工中に提出

- 工事打ち合わせ簿等(監督職員からの軽微な内容の指示書を含む)
- ・その都度提出(簡潔にまとめる)
- ・電子メールでも可能。電子メールの活用を図ること。
- ・協議、指示、報告、提出、承諾 等項目別に整理しておくとし分かり易い
施工体制台帳・施工体系図
- ・3,000万円以上の下請け契約(2次以下含む)が発生した場合には速やかに提出
- ・監督職員へ提出するものと、現場に備えおくものがあるので留意すること(建設業法と適化法)
履行報告書
- ・原則として**報告様式のみ**とする。(ただし低入札、監督強化対象工事除く)
(様式のみの場合は、**電子メールでの提出でも良い**。)
- ・ただし、工程が遅れている、詳細工程を把握する必要がある等、監督職員から指示があった場合は除く。

休日・夜間作業届け

- ・**電子メールでの提出とする**。(但し、現道上の工事は除く)
- ・休日作業等の実施状況等の整理は不要
材料確認願
- ・**指定材料のみ**とする(徹底すること)。**確認頻度**も共通仕様書に基づくこと(**必要以上に多く確認しない**)
- ・**電子メールを活用**
- ・監督職員への**事前確認**についても、特記仕様書等に記載がある場合を除き**不要**
- ・同様な資料が**複数回提出されている事例**が見受けられるが、**重複する資料の提出は不要**
- ・材料確認(立ち会い)時の写真は写真管理基準による(**写真は確認願、確認表等に添付不要**)。

工事書類の作成上の留意事項

段階確認願い

- ・ **電子メールを活用。**
- ・ 段階確認は、出来形測定表による。監督職員等から立ち会いを受けた箇所に測定結果等を記入(サイン等をもらう事が望ましい)又は監督職員等の自筆による記入
- ・ 記入資料は出来形管理資料に整理(清書するケースが見られるが清書しない)。
- ・ **段階確認資料は鏡のみ。**説明図、写真も不要
(出来形管理資料に添付等、資料の場所を記載しておく)
- ・ 段階確認が多いケースが見受けられる。**共通仕様書等に基づく適切な頻度**とすること。
- ・ 段階確認時の写真撮影は写真管理基準によること

検査時に必要な書類

品質証明

- ・ **写真添付は不要**、写真は写真管理基準による。
- ・ 出来型の**測定資料**についても、**出来形管理資料に記載し整理**。原則として清書しない(段階確認と同様)
出来形管理資料、品質管理資料(養生等記録含む)

・ 施工者においてその都度整理。

- ・ **測定数が10点未満の場合は、出来型(品質)管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)不要**

材料の品質証明

- ・ 品質証明書(ミルシート等)が必要な材料は、ロット番号と現地納入品の照合を行っておくこと。
- ・ 材料確認(立ち会い)時に照合した資料があればそれを整理しておくこと。**(重複ないように整理)**

工事関係者連絡会議設置状況表

- ・ **提出不要**(規約・議事録も提出不要、提示を求められた場合提示)

完成届・既済部分検査請求書・中間技術検査出来高報告書 等

出来高内訳書(既済・中間検査時)

完成図、(既済・中間時は出来型図)

工事写真

- ・ 写真管理基準に基づき代表箇所を整理
- ・ 完成写真(中間・既済)も工事写真に替えるものとする。

工事書類の作成上の留意事項

〈その他書類について〉

その他書類は、検査時に準備しておく(提示を求められた場合に提示出来るよう)
(法令等に基づいた適正な工事施工を確認するために、提示を求める場合がある。)
工事施工に伴い、請負者が各種法令等に基づき整理した資料。
整理様式は任意とし、清書等は不要
検査終了後は会社に持ち帰る。

〈創意工夫・高度技術〉

・ポイントを絞って、現場で自信のある項目とする
(なんでもかんでも出しても評価出来ない)

〈契約関係書類について〉

・契約関係書類は、検査時に発注者において準備のこと。

〈書類の整理について〉

・書類は、単に日付にこだわらず、同一書類は一連の整理をしておくことが望ましい
(検査時でも探すのが容易であり、分かり易いため)
例えば 設計照査(該当がある場合)の協議、承諾等一連のもの 工事カルテ 等

工事書類の簡素化のポイント(参考)

提出を不要とした書類

92項目中 19項目を見直し(約21%)

設計図書の照査確認資料

- ・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(照査は契約書第18条の範囲を超えないこと)

工事測量結果(設計図書との照合)

- ・設計図書と一致している場合は、監督職員へ提示とし受注者で保管する。

関係官公庁協議資料

- ・届出後の書類を提出。(届出前の事前資料は提出不要)

休日・夜間作業届

- ・週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。(現道上の工事は除く)

品質管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の作成は不要。
- ・品質管理図(工程能力図)については、監督・検査において使用することが無いため不要。

出来形管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要。
- ・出来形管理図(工程能力図)、度数表については、監督・検査において使用することが無いため不要。

支給品及び貸与品要求書

- ・支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。

完成写真(完成、完済部分、中間技術、既済部分)

- ・工事写真で代替えできるので、改めての作成は不要。

工事書類の作成上の留意事項(参考)

現行ルールの徹底

施工計画書

- ・軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)

産業廃棄物管理表

- ・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。

材料確認書

- ・指定材料のみ提出を徹底する。(設計図書で指定した材料を含む)

材料品質証明資料

- ・指定材料のみ提出を徹底する。(設計図書で指定した材料を含む)

段階確認書

- ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。
- ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

確認・立会書

- ・契約図書で規定された場合のみ提出する。

安全訓練等の実施状況資料

- ・実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要

施工プロセスチェックリスト

「施工プロセスチェックリスト」に記載されている確認項目について、契約図書上で提出を求めない書類(以下の例)については、改めての監督職員への提出は不要。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 災害防止協議会活動記録 | (2) 店社パトロール実施記録 |
| (3) 安全巡視、TBM、KY実施記録 | (4) 新規入場者教育実施記録 |

実施工程表

- ・監督職員へ提示のみで提出は不要。

品質管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、度数表(ヒストグラム)の作成は不要。
- ・ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く

出来形数量計算書

- ・数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要

工事書類の更なる簡素化の基本方針(案)

1. 現行通達の徹底の方策

【課題】

H20.4.9企画部長通知(工事書類の簡素化)の周知・徹底が十分でない

検査一口メモ

(目的) 検査の視点について意志統一を図ることにより、不要な書類の徹底を図る

(内容) 工事品質調整官、工事検査官が検査時に書類の整理で気づいた点をメモにし、メールで配信

(手段) 当面は、「あんぜんほくりく」に「検査一口メモ」コーナーを作成し、配布

工事書類簡素化(KK)メール

(目的) 工事書類の簡素化における疑問点等の対応について、周知し、不要な書類を作成しないことの徹底を図る

(内容) 疑問点等についてQAで回答

(手段) QAの内容をメール等で周知し、情報の共有化を図る。

【対応策】

書類作成の留意事項の作成配布(10月中)

検査一口メモの作成配布

工事書類簡素化(KK)メール

2. 更なる簡素化の試行

更なる簡素化に向け、試行工事を10月以降スタート
工事品質管理官在籍の事務所(9事務所)で試行工事を実施

提出不要とした書類

・官公庁への届出(許可等の写しも不要)

・完成図の出来形寸法の記載

・排ガス・低騒音機械の提出(適宜写真撮影し、写真帳整理 形式等の確認書類不要)

・鉄筋の公的期間での引っ張り試験

・重要構造物以外でのコンクリート1週強度試験結果

検査時に確認しない資料

・安全訓練の実施状況

・防災協資料(規約、議事録等)

・現場巡視資料

・新規入場者教育資料

・地山点検・足場点検等資料

・工事関係者連絡会設置状況表

・防護柵の全数ビデオ撮影

・重要構造物のシュミットハンマー試験

・安全パトロールの記録

・安全日誌等

・危険予知(KY)活動資料

・機械等の点検表

・材料納入伝票

KKメールの伝達ルート

